

令和 7 年度の学校施設等の付近における旅館業営業許可申請について

1. 旅館業営業許可申請の概要

- ・旅館業法に基づき、旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業）を営もうとする者は、区の許可が必要
- ・学校、保育園、図書館などの公共施設の近傍（概ね 100m 以内）に許可を与える場合には、各管理者に意見照会を実施
- ・近年、マンションやアパート等の住宅を宿泊所として提供する「民泊サービス」に係る申請が大半を占めている

2. 令和 7 年度の申請件数（学校・図書館からの直線距離が概ね 100m 以内の申請件数）

51 件（所有者変更の申請も含む）

場 所	申請件数
西巢鴨中学校付近	8 件
池袋本町小学校・池袋中学校（小中連携校）付近、 池袋小学校付近、千川中学校付近	6 件
池袋第一小学校付近	4 件
巢鴨小学校付近、朋有小学校付近	3 件
清和小学校付近、池袋幼稚園付近、 中央図書館付近、駒込図書館付近	2 件
仰高小学校付近、豊成小学校付近、朝日小学校付近、 南池袋小学校付近、長崎小学校付近、 富士見台小学校付近、池袋図書館付近	1 件

3. 過去 5 年間の申請件数の推移（令和 3 年度～ 7 年度）

年度	申請件数
令和 3 年度	2 件
令和 4 年度	4 件
令和 5 年度	15 件
令和 6 年度	31 件
令和 7 年度	51 件※
計	103 件

※令和 7 年度より図書館の申請件数を含んで計上（図書館課が教育部に移管されたため）

4. 今後の対応方針

いわゆる「民泊サービス」については、宿泊者によるゴミ・騒音・ポイ捨てなど、区民の生活環境の悪化を懸念する意見が急増している。

区では昨年12月、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」の一部改正により、住宅宿泊事業の区域と期間の制限や手続きルールの強化を行ったところであるが、今後、「旅館業法」に基づく事業についても、「豊島区旅館業法施行条例」の一部改正により、区民の生活環境の悪化を防止するための取組みを強化していく予定である。

こうした区を取組みを注視しつつ、引き続き学校や図書館との連携を密にし、豊島区保健所に対してより厳正な指導・管理を行うよう働きかけていく。